

【足立区地域自立支援協議会本会議】会議概要

会 議 名	令和5年度 足立区地域自立支援協議会第1回本会議
事 務 局	福祉部 障がい福祉センター、障がい福祉課 衛生部 中央本町地域・保健総合支援課
開催年月日	令和5年6月1日（木）
開催時間	午後2時00分～午後4時00分
開催場所	障がい福祉センター 5階ホール
出席者	別紙のとおり
欠席者	別紙のとおり
会議次第	<p>1 開会 開会・事務連絡・所長挨拶</p> <p>2 議事 (1) 会長挨拶 (2) 足立区地域自立支援協議会の運営等について (3) 令和5年度専門部会の活動計画 ・ 暮らし部会 ・ はたらく部会 ・ こども部会 ・ 相談支援部会 ・ 権利擁護部会 ・ 精神医療部会 (4) 足立区障がい者ケアマネジメント評価会議の設置について (5) 日中サービス支援型共同生活援助事業所開設に関する意見書について (6) 報告事項等 ・ 障害者総合支援法の改正概要と自立支援協議会等相談支援体制について ・ 障がい者計画・第7期障がい福祉計画・第3期障がい児福祉計画の策定に向けて</p> <p>3 事務連絡 第2回 令和5年12月19日（火）10時～ 障がい福祉センター 第3回 令和6年 2月27日（火）14時～ 障がい福祉センター</p>
資 料	<p>1 次第・席次</p> <p>2 足立区地域自立支援協議会委員名簿 【資料1】</p> <p>3 足立区地域自立支援協議会の目的・機能 【資料2】</p> <p>4 足立区地域自立支援協議会の本会議・専門部会の協議の進行について 【資料3】</p> <p>5 各部会活動計画（案） 【資料4】 ・ 暮らし部会 ・ はたらく部会 ・ こども部会 ・ 相談支援部会 ・ 権利擁護部会 ・ 精神医療部会</p> <p>6 足立区障がい者ケアマネジメント評価会議について 【資料5】</p> <p>7 日中サービス支援型共同生活援助事業所開設に関する意見書（案）</p>

	<p style="text-align: right;">【資料6】非公開</p> <p>8 障害者総合支援法の改正概要と自立支援協議会等相談支援体制について</p> <p style="text-align: right;">【資料7】</p> <p>9 足立区障がい福祉関連計画のためのアンケート調査報告書(概要版)</p> <p style="text-align: right;">【資料8】</p>
<p>そ の 他</p>	<p>公開状況：公開（一部協議内容について議事録非公開）</p> <p>傍聴：0人</p>

様式第2号（第3条関係）

（協議経過）

1 開会

（1）事務連絡・配布資料確認

○浅輪事務局員

それでは、お時間になりましたので、足立区地域自立支援協議会第1回本会議を開催いたします。本日はお忙しい中、協議会にご出席いただき誠にありがとうございます。

進行を務めさせていただきます、障がい福祉センター職員の浅輪と申します。

協議に先立ちまして何点かご案内をいたします。

まず、委嘱状についてですが、今年度から委員になられました皆様について、本来ならば、足立区長よりお渡しいたしますところ、大変恐縮ではございますが、協議時間を十分とらせていただくために、委嘱状をあらかじめ席上に配布させていただきました。何卒、ご理解の程よろしくお願いいたします。

次に、配布資料の確認をいたします。

本日の次第、裏面に席次が印刷されています。資料1「足立区地域自立支援協議会委員名簿」、資料2「足立区地域自立支援協議会の目的・機能」、資料3「足立区地域自立支援協議会の本会議・専門部会の協議の進行について」、資料4「各専門部会活動計画

（案）」、資料5「足立区障がい者ケアマネジメント評価会議について」、資料6「日中サービス支援型共同生活援助事業所開設に関する意見書（案）」、資料7「障害者総合支援法の改正概要と自立支援協議会等相談支援体制について」、資料8「足立区障がい福祉関連計画のためのアンケート調査報告書（概要版）」です。

足りないものがありませんでしたら、お知らせください。

この自立支援協議会は発言、会議内容及び発言者名などについて、後日会議録をホーム

ページに公開いたします。また、会議録作成のため、録音をしております。

本日の本会議は、公開しており、傍聴席を設けておりますことを、ご了承願います。

事務連絡は以上となります。よろしくお願いいたします。

それでは、令和5年度第1回足立区地域自立支援協議会を開会いたします。

はじめに、当センター所長山本よりご挨拶申し上げます。山本所長よろしくお願いいたします。

○山本委員

皆さま、こんにちは。日頃から大変お世話になっております。障がい福祉センターあしすと所長の山本でございます。

本日は、令和5年度足立区地域自立支援協議会第1回本会議にご参加いただきまして誠にありがとうございます。

今年は、新型コロナウイルス感染症の関係も5月に様々な面で緩和されましたが、当センターではマスク着用などの感染症対策を、当面は継続させていただいております。引き続きご不便をおかけしておりますが、ご理解、ご協力のほどよろしくお願いいたします。

さて、足立区地域自立支援協議会ですが、引き続き、「障がいのある人が普通に暮らせる地域づくり」に向けて、情報共有や協議などをお願いしたいと存じます。

特に第1回目の本日は、各専門部会の活動計画などを議事としております。

是非活発な意見交換、協議をお願いしたいと思います。

本日はどうぞよろしくお願いいたします。

○浅輪事務局員

それでは、委員等のご紹介に移ります。は

じめに、会長、部会長のご紹介です。

お名前をお呼びいたしますので、お名前を呼ばれました方はご起立いただき、マスク着用のみで結構ですので会場の皆様にお顔をお見せくださいますようお願いいたします。

それでは、会長のご紹介です。足立区地域自立支援協議会会長 小澤会長。

次に、部会長のご紹介です。はたらく部会長 橋本委員、こども部会長 小谷委員、相談支援部会長 森委員、くらし部会長 酒井委員、精神医療部会長 森澤委員、権利擁護部会長 山本委員。

続きまして、名簿順に委員のご紹介をいたします。名簿の2番目からお呼びいたします。佐藤委員、蔵津委員、名久井委員、小久保委員、樺沢委員、石井委員。石井委員は新委員でございます。

名簿14番以降についてご紹介いたします。14番の堀江委員は本日ご欠席でございます。次に、梶原委員、中郡委員、島村委員。島村委員は新委員でございます。

次に、辰田委員、19番の松井委員は本日ご欠席でございます。平賀委員、和田委員。和田委員は新委員でございます。橋本委員、日吉委員、24番の水口委員は本日ご欠席でございます。秦委員。秦委員は新委員でございます。早川委員。早川委員は新委員でございます。山本委員。山本委員は新委員でございます。

委員の皆様、ご紹介へのご協力ありがとうございました。

なお、事務局につきましては、次第、裏面の席次に記載しております。

それでは、次第2の「議事」に移ります。この足立区地域自立支援協議会の会長は、設置要綱第3条の2の規定に基づき、筑波大学大学院 小澤 温先生に務めていただいております。

この後の議事は、会長に進めていただきます。それでは、小澤会長よろしく願いいたします。

2 議事

(1) 会長挨拶

○小澤会長

最初は私から挨拶ということでございまして、この自立支援協議会に関しましては、私も関りを持たせていただいているので、顔なじみの皆さんもいると思います。改めまして、令和5年度は障がい福祉計画・障がい児福祉計画の策定の年ということでもありますので、自立支援協議会の回数が1回多い形になります。それは、計画に関する意見をお伺いして、最終的には令和6年度に実効性のある計画がスタートするというところでございます。是非、会議の中で、いろいろな角度から足立区の取り組みに関してご意見いただきますと、計画に反映して、令和6年度からの計画遂行に非常に有益になると思っております。ご協力をよろしくお願いしたいと思います。

もう一つは、障害者総合支援法が昨年12月に改正をされまして、これの本格的な施行も実は令和6年度からが多いです。今年度はいろいろな角度でそういった情報も流させていただきます、その情報をもとに意見をいろいろとお伺いできたら大変ありがたいと思っております。

また、こども施策の分野が分離されていくという、本当は分離ではなくて、統合ということなんだそうなんですけど、こども家庭庁というこれまで厚生労働省が管轄していた、いくつかの行政のセクションが、特に障がい児を中心に、こども家庭庁に4月から移行しますので、新しいいろいろな施策が情報としても出されてくると思います。この協議会の

中でも特に、障がいのことをやりますので、障がい児のことにいろいろご意見いただけたら、大変ありがたいと思う次第でございます。よろしく願いいたします。

(2) 足立区地域自立支援協議会の運営等について

○小澤会長

そうしましたら、改めて議事に戻ります。2番になります、「足立区地域自立支援協議会の運営等について」ということでございますので、事務局の方よろしく願いいたします。

○和田事務局員

障がい福祉センターの和田でございます。よろしく申し上げます。

この後の協議の前に、自立支援協議会の運営等について、ご説明のお時間をいただきました。

資料2の足立区地域自立支援協議会の目的機能をご覧ください。

1の「法的な位置づけ」について、後ほど、令和6年4月からの改正の話をいたしますが、こちらには現時点のものを記載しています。

自立支援協議会は障害者総合支援法に基づいて運営しています。

2の「役割」についてです。こちらには現行の法や指針から自立支援協議会の役割をあげています。各機関の情報交換と連携強化、困難事例検討と対応方法の検討、各機関が抱える課題の抽出及び障がい福祉行政への提言、地域における権利擁護システムの検討があります。また、障がい福祉計画、障がい児福祉計画についてあらかじめ意見を聴くということにつきましては、こちらも現在、計画策定を進めていますので、後程、事務局から

ご説明いたします。

地域生活支援拠点等と日中サービス支援型共同生活援助の検証、評価等については、協議会の役割として位置づけられているものですが、足立区の運用については、こちらも後程、事務局から説明いたします。

3は「現在の足立区地域自立支援協議会の構成」です。裏面の4には「各専門部会の目的と令和4年度の重点課題」をまとめております。

つづきまして、資料3をご覧ください。

1の「協議会において大切にしたいこと」は、共通の目的、情報の共有、具体的な協働、地域の関係者によるネットワークの構築の4点です。こちらは、小澤会長が策定にも関わっていらっしゃいます、国のガイドラインを参考に策定いたしました。障害者総合支援法が目指す「障がいのある人が普通に暮らせる地域づくり」や、足立区の計画における「障がいの有無にかかわらず、誰もが住みなれたまちで、共に安心して生活し続けられる足立区の実現」について、全員が大きな共通意識を持ちながら参加し、情報共有を行ったり、課題解決を図ったり、地域のネットワークを作ることを行っています。

2の「進行役」についてですが、本会議は本日のように小澤会長、各専門部会は部会長の皆様をお願いしています。

3には「公開・非公開」についてをまとめました。1点目は、本会議と専門部会は、傍聴者ありの公開を原則としています。2点目は、本会議は、専門部会で詳しく検討された内容をもとに、地域の課題などの全体的な内容を取り上げるため、本日もそうですが、公開としています。3点目は、専門部会は、個人が推測される可能性がある内容の個別事案を取り扱う場合に限り、部会長の判断により非公開とします。たとえば、年数回開催する

専門部会のうち1回を非公開とする運用もできます。4点目は、専門部会を公開として開催していたものの、協議の進行上、個別事案について取り上げる必要が生じた場合、部会長は、傍聴者に一時退室を求めることができます。

4の「情報発信と個人情報の取り扱いについて」です。協議会では、参加者が抱える実際のケースや地域の課題を持ち寄るなど個々のニーズから見える地域課題や対応の実情を「地域の情報」として発信し、共有します。情報発信は必要なのですが、公開の会議で、個別事案をもとにした「地域の情報」を取り上げる際は、固有名詞を避け、事案を抽象化、一般化するなど、プライバシーに十分配慮ください。

5の「会議録の作成とホームページの掲載について」は記載の通り、本日の会議の終了時にもご案内いたします。

以上が自立支援協議会の運営、協議の進行等についてです。このあとの協議に向けて議事の冒頭で説明のお時間をいただきました。

○小澤会長

ただいま、この進行についてということで、資料2と3を説明をしていただきました。資料3については、冒頭の挨拶で申し上げた通り、昨年12月に障害者総合支援法が改正されておりまして、その改正の中に自立支援協議会に関する事項で情報の取り扱いというのがあります。これまでははっきりしていなかったのですが、基本的には情報の取り扱いに関しても、ある程度の情報管理と守秘義務、その他プライバシーの配慮事項ということが法律上も必要になってくる、ということですので、そのことを念頭に置いてご意見・ご発言をお願いしたいということです。

部会では、個別の地域課題を共有しますの

で、部会は部会長の判断になりますけれども、場合によっては非公開もあり得るということで取り組ませていただくということでございます。法律改正に関連した事項もありましたので、最初に触れさせていただいたということですが、よろしいでしょうか。

(委員了承)

非常に実務的な話で大変申し訳ないですが、どうしても触れなければいけないことだったので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

これからは本題でございます。3番目です。「令和5年度の専門部会の活動計画」ということで、6部会それぞれ5分程度、部会長からご説明していただいた後に、一括しての質疑とさせていただきますと思ひます。よろしくお願ひします。

そうしましたら、くらし部会の方からご説明をお願いしたいと思ひます。

(3) 令和5年度専門部会活動計画

・くらし部会

○酒井くらし部会長

資料4の方の説明になりますので、ご覧になっていただければと思ひます。昨年度、令和4年度に関しまして、くらし部会では、新型コロナウイルス感染症の対策の内容で、生活環境や必要なサービス等の検証、検討を行いました。

今年度のくらしの部会の活動計画は、まず、部会目的として、区内の様々な事業所、関係団体の担当者に参加いただき、障がいのある方が地域でくらし続けるためにはどうしたらよいか、課題を共有し、意見交換を図ってまいります。

今年度の重点課題は3つございます。1番目、新型コロナウイルス感染症の5類感染症移行後の現状把握、対策等の共有・検討を行ってまいります。くらしの部分や、事業所の対応、感染対策の緩和等様々な面で現状把握を行い、新たな対策や変更した対策などの共有・検討を行ってまいります。

続いて2番目です。事業所等への情報提供について、区内障がいサービスに関連する情報が様々ございますので、そういうところを各事業所あてにご案内、共有をしてまいりたいと思います。

3番目は高齢化の課題です。障がいのある方の高齢化の課題やその家族の方・介助者の方等の高齢化の課題等、事業所の職員の方の高齢化の課題等について、様々な面から現状を把握し、対策の共有・検討を各事業所等と行ってまいりたいと思います。

今年度、3回の予定で会議を行わせていただきます。くらし部会からは以上です。

○小澤会長

ありがとうございました。質疑に関しましては、すべての部会の報告が終わった後に、時間を取らせていただきたいと思います。

引き続きまして、はたらく部会の方からの報告になります。よろしくお願いいたします。

・はたらく部会

○橋本はたらく部会長

はたらく部会の目的としては、障がいのある方がその人らしい働き方を実現できる地域づくりを目指した地域連携および地域資源開発のあり方を検討するという目的で実施しております。今期、今年度の重点課題としては、1つ目が水害、地震などの災害時の対応で、特に障がいのある方が働く環境というのは、必ずしも施設だけではなくて、いろいろ

な企業で就業されている方もいらっしゃいます。そういったときの対応について個別検討を進めております。

2つ目が、アフターコロナの中、一般就労と福祉的就労の課題の整理、社会的な動きの中でもかなり多様な働き方であったりとか、多様な人材の活用というような時流がありますので、この環境の変化にあった支援をどういったところができるかという整理をします。

そして、3つ目が地域における就労課題を協議するというところで、これまであった課題もありますし、これから法改正、総合支援法の改正もありますが、働くことを支える法律の中では、障害者雇用促進法もかなり絡んできます。

来年度から、企業で言えば、今2.3%という法定雇用率が2.5%になります。現状では、従業員43.5人以上の企業さんは、必ず障がいのある方を雇用するという義務があるわけですが、来年度からは40人以上の企業さんは、必ず雇用をするというような義務も課せられます。そうすると、足立区内では、相当数中小企業が多い地域だと思っておりますので、そういった企業さんから雇用相談があったときにマッチングをどうさせていくか、こういったところを見据えながら考えていく必要があると思っています。

そういった中で、今後の予定としましては、3つあります。

まずは、障がい者雇用の現状における地域課題を抽出することです。委員の方々が福祉、労働、教育、医療、企業、当事者等、こういった方々が関わっていますので、現状の就労の状況を確認していきます。

その上で、抽出された課題及び現状における企業や地域の支援ニーズを踏まえ、今後の法改正を見据えた地域の就労支援体制のあり

方を検討していきます。この就労支援体制ということでは、法改正に伴って雇用の状況も変わっていきますし、また、総合支援法上では就労選択支援という新たなサービスが始まる予定です。そうすると、就労のマッチング、そしてサービスのマッチング、さらには情報のマッチングが必要になると思いますので、これをつないでいくための体制が重要になると思います。今後の改正を見据えた検討をしていきます。

最後に、今後制度化される予定の就労選択支援の位置づけを念頭とした、地域における就労支援サービスの役割と機能を検討するといったところで、特にひとりひとりの障がいのある方に、ご希望に沿ったサービスとのマッチング、就労の場面のマッチングを進めていくためには、就労選択支援という制度が非常に重要になると考えておりますので、この部分を地域全体で検討していくことを今年度は進めてまいります。全3回で、7月、9月と12月に開催をする予定となっております。以上です。

○小澤会長

はい、ありがとうございました。引き続きまして、こども部会の方からの報告をよろしくお願いいたします。

・こども部会

○小谷こども部会長

こども部会は、様々な立場からこどもの支援に関わる足立区の15の機関、団体ということで、私は大学ですが、児童発達支援、特別支援学校、親の会、放課後等デイサービス、保育園、幼稚園、児童相談所と委員も様々ですので、情報共有していきたいと思っています。

こども家庭庁ができたことによって、大き

く福祉の分野が厚生労働省からこども家庭庁に移りましたので、18歳までの支援が充実したこともあります。学校教育は文部科学省のため、こども家庭庁から学校教育が離れていることが、これからの課題と思っています。

また、こども家庭庁ができ、障がいのあるこどもたちや、虐待を受けているこども、障がいがあることによって虐待を受けやすいということもありますので、「子育て世代包括支援センター」や要保護児童対策地域協議会等、そういうところがまた変わっていくのではないかと考えております。「こども家庭センター」が将来的にはできると聞いておりますので、そのあたりを見据えて活動を行っていきたいと思っています。

先日、私はクライフコートフェスティバルに学生と参加してきましたのですが、地域のこどもたちが多数参加させていただいて、とてもよい雰囲気だったというのを拝見してきました。その翌週に特別支援学校の花畑学園にお邪魔しましたが、地域と大学、障がいのある子もない子もつながっていて、地域に結び着いたことをされていまして、私たちも情報共有だけでなく、実際に体験としてつなげていきたいと考えております。

また、足立児童相談所がつながっているということもありまして、足立区は特色のあるエリアでございますので、今後虐待予防を含めて障がい児の支援を考えていきたいと思っています。6月、9月、1月に会議を予定しております。こども家庭庁ができたことで、まだ決まってない、予算配分もわかっていない部分もありますが、より連携を深めて、より良い、こどもの子育てのしやすい足立区を目指していきたいと思っています。以上です。

○小澤会長

ありがとうございました。引き続きまして、今度は相談支援部会の方からの報告になります。よろしく願います。

・相談支援部会

○森相談支援部会長

相談支援部会では、障がい児・者が地域で安心・安全な生活を送るために必要な、相談支援に関する諸課題を検討・整理し相談支援体制をより充実させるとともにその仕組みづくり等について検討するというところで2か年の計画を立てています。今年度は2か年目となりますので、昨年度に取り組み始めた課題について仕上げていくところを重点課題としてあげております。

相談支援の視点から見た足立区の強みというところと課題となるところをしっかりと抽出する、今まで知っているつもりで実は知らなかったこと、知ったつもりになっていることは、たくさんあることを昨年度確認ができましたので、そちらを整理をさせていただくということです。

それから相談支援体制や機能充実のため、各種団体との連携のあり方を協議するというところで、なかなか縦にも横にもつながっているようで、つながりきれていない現状もありますので、つなげていくつなぎ方を検討していこうと思います。

また、相談支援従事者の質の向上ということで、まだ明確なものはありませんが、どういうやり方がよいか検討していきたいと思えます。

昨年度、情報集約と整理をする中で社会資源マップを作成したので、今年度は作るだけでなく発信して皆さんに活用していただくことを目指しております。1回目を6月、2回目を9月、3回目を12月、3回を通じて、

成果物としての皆さんに発信できるものを完成させるということで取り組んでいきたいと思っております。以上です。

○小澤会長

ありがとうございました。引き続きまして、今度は権利擁護部会の方からの報告になります。よろしく願います。

・権利擁護部会

○山本権利擁護部会長

権利擁護部会から報告させていただきたいと思えます。資料にあります通り、権利擁護部会の目的については、地域における障がい者差別、合理的配慮、権利擁護の事例等について、障がい者、関係団体、事業所等と情報を共有し、障がい者差別の解消及び合理的配慮、権利擁護の推進について検討するというところで実施しています。昨年度も、障がい者の差別の解消だったり、合理的配慮の推進に向けた情報共有だったり、また、成年後見制度という制度がありますので、制度理解や利用促進について、具体的な事例を通して検討させていただきました。

今年度の重点課題は、引き続き障害者差別解消法や障害者虐待防止法、成年後見制度などの権利を支える法律や制度に深くかかわる国連の障害者権利条約について知るところを課題としてあげています。これは、昨年10月の国連の勧告には、するどく厳しい指摘もありましたので、そもそもの障害者権利条約とはというところの内容を読みときながら、今後の取り組み、日本の、足立区の取り組みで改善できるところがないか検討していきます。

また、成年後見制度についても、昨年3月に第2期の利用促進基本計画が策定された中、足立区の取り組みの状況について、改め

て、意見交換していききたいと思います。

今後の予定は、第1回目は7月、2回目は11月、3回目は1月ということで予定しています。

権利擁護部会は「障害者差別解消地域協議会」の役割を持っていますので、昨年度合理的配慮についてのアンケートをとっているのですが、その内容についても、精査した上で、どんな風に活かしていけるか、委員の皆さんと検討していききたいと思います。

○小澤会長

ありがとうございました。続きまして、精神医療部会からの報告になります。よろしくお願ひします。

・精神医療部会

○森澤精神医療部会長

精神医療部会の活動報告をいたします。部会の目的は、「精神障がい者の支援に関する連携及び調整」ということで、昨年度から基幹地域包括支援センターの方や、診療科に精神科を持たない区内の病院の方が委員に加わり、連携の面では話し合いの上でとても広がりを見せていると感じられております。今年度もよい広がり状態を維持しながら部会の目的に対してしっかりと取り組んでいきたいと考えております。

また、今期・今年度の重点課題ということで引き続きにはなりますが、「精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築」に向けた協議及び情報共有を進めていきたいと考えております。昨年度、「精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築」に係るワーキンググループを立ち上げ、6回実施させていただきました。昨年度の本会議においても事例検討を通して抽出された地域課題を報告させていただき、そちらを評価いただいた

と思っております。

今年度もすでにワーキンググループが動き出しており、初回は5月23日に実施し、6月末までに3回を実施する予定です。そちらの方で、「にも包括」の地域ケアシステムのイメージ図を念頭におきながら、こういったところを課題として抽出し、どこから取りかかっていけば、足立区のケアシステムが進んでいくかということをしかりと考えながら行っていききたいと思います。また、抽出された地域課題の結果を踏まえて、課題解決の取り組みについてを精神医療部会にあげて協議をしていききたいと思います。ワーキンググループで話し合い、部会にあげるということを並行して同時に行い、意味ある形で「にも包括」の構築を考えていききたいと思います。

また、「精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築」に係る障がい者計画、障がい児福祉計画等に関しても、しっかりと部会の方で情報共有を行っていききたいと思います。日程は記載の通りです。

○小澤会長

はい、どうもありがとうございました。

以上、部会報告ということで、部会長の皆様におかれましては、報告時間を守っていただきましたので、質疑の時間は十分にあります。

質疑に関しましては、この部会に対しての質問等、言っていただいて、ご意見、ご質問等をいただけたらと思います。よろしくお願ひいたします。

○中郡委員

鹿浜第一小学校の校長の中郡と申します。

こども部会さんに質問です。重点課題の2番に「適切な支援、援助について検討し、提

案する」とありますが、今年度、例えばどんなケースを想定して、具体的にどのような提案をお考えなのか、教えていただければ幸いです。

○小谷こども部会長

まだ1回目の会議ができておりませんが、2点ございます。私の部会長としての意見もあるのですが、1点目は先ほど権利擁護部会の中でもありました、国連の障害者権利条約の中でインクルーシブ教育が、日本で守られていないのではないかと指摘を受けていますので、そのあたりを取り組んでいかなければいけないということを考えております。どのような取り組みがなされているのか、実際にはされている部分も、そこがまだ浮かび上がってきておりませんので、洗い出しが必要と考えております。

2点目については、医療的ケア児支援法が2年前に施行されまして、各認可保育園で、医療的ケア児の受け入れが区で始まりつつあり、この子どもたちが、小学校に入ってくるというところで課題が多々あると思います。特別支援学校でも、すでに看護師が足りないということが起こっておりまして、通常の小学校に看護師が回れるのかということも、大きな問題だと思いますので、医療的ケア児支援法ができたといっても、現状では学校側は受け入れが難しいのではないかとこの風に考えております。そのため、課題の洗い出しを行っていきたいと思います。

地域に児童養護施設や貧困の家庭もありますし、その支援というところで、虐待につながるようなところや、親御さんに障がいがあって、子育てどころじゃないというご家庭もあります。情報共有等も児童相談所の方もいらっしゃいますので、そちらも含めて、進めていければと思っています。この

あたりを議論したほうが良いのではないかな等、ご意見をいただければと思います。

○小澤会長

ありがとうございます。よろしいでしょうか。ほかにいかがでしょうか。

非常に短い時間での部会報告だったかと思えますので、部会長の方から補足や追加等ありますでしょうか。

○小谷こども部会長

児童相談所の方に現状をお伺いしたいと思います。調査上では、児童相談所や児童養護施設に入っている子どもたちが、障がいのある比率が増えているということデータを拝見していますが、児童相談所の中では、実際に子どもにどういう障がいがあるか、また、親御さんに障がいがある等というのは把握されているのでしょうか。

今、区内にショートステイがございしますが、実際に行くと障がいのあるお子さんの預かりをされていて、通常の預かりとかわらない体制で現場は大変な中頑張っていることを聞いています。

実際に児童相談所では、障がいのある親御さんやお子さんたちの比率やニーズについて、把握されていますでしょうか。そのあたりをよろしくお願いします。

○辰田委員

児童相談所の辰田です。よろしく申し上げます。虐待相談は相変わらず右肩上がりです。これまで複数の児童相談所長をやっていますが、一時保護につながる割合や、施設入所や里親措置につながる割合は、足立区の場合は高いと思っています。その親御さんの背景として、知的障がいや精神障がい等が顕在化しています。その中で親御さんへの支援を

どうあるべきかということがポイントとなり、また、親族から疎遠関係になると、虐待がくりかえされていく状況もあります。

こどもも、発達障がい、知的、身体障がい等があることで、親御さんが障がい受容できていなかったりすることで虐待につながることもあります。

児童相談所で苦慮しているのは、一時保護所も、愛の手帳4度、2度、3度等だけでなく、発達障がいに該当する方の対応も苦慮しているところです。

受入れ先を待たないで探さないといけない場合には、都内だけに限らず、他県もさがしています。見つからない場合、どう対応し得るのか、障がいの子の虐待対応の課題となっています。

○小谷こども部会長

追加で伺ってもよろしいでしょうか。荒川区に区の児童相談所ができていますが、足立区は東京都管轄の児童相談所だと思のですが、今、隣の区にできたことによって、違い等、ありますでしょうか。足立区だけになっているのかということも教えてください。

○辰田委員

都内の児童相談所は区で設置できる規定ができ、足立区の近くだと荒川区でできています。都の足立児童相談所は足立区と葛飾区を管轄しています。葛飾区については、今年の10月に建てるということで動いています。今は、人材難で、人材面での育成については都も区も苦慮しており、運営の主体が都から区にかわるので、対応力や社会資源など、オール都として一定のレベルで、隙間ができないような体制を作らないといけないと、都と区の合同の主管課長会を開いたりしているところです。

○小澤会長

ありがとうございます。よろしいでしょうか。他にいかがでしょうか。

各専門部会の予定が示されているのは、先ほど申し上げましたように、それぞれ関心のある部会に参加される場合は傍聴という形になるかと思われますけれども、専門部会の方では詳細な検討をしていますので、様々な情報を得ることができると思います。

事務局にお問合せをする時に、公開か非公開か、参加が可能かどうか確認していただき、さらに情報や意見を深めていただけたらありがたいと思いました。

会議後、疑問点や各部会にご要望やご意見がある場合は、事務局の方に出していただくと、各部会長にもご連絡するという形になるかと思っています。よろしくお願いいたします。

(4) 足立区障がい者ケアマネジメント評価会議の設置について

○小澤会長

それでは、次の議題に入らせていただきます。4番目になります、「足立区障がい者ケアマネジメント評価会議の設置について」です。事務局の方からご説明をお願いいたします。

○和田事務局員

足立区障がい者ケアマネジメント評価会議について、資料5に沿って、事務局の和田からご説明いたします。

足立区障がい者ケアマネジメント評価会議は、障がい者児の適切なサービスの利用を支援する体制を構築することを目的としています。足立区では、平成15・16年度に「東京都支援費制度利用援助モデル事業」の指定を受け、その一環として評価会議を行い、平

成17年度に区の事業として評価会議を試行し、平成18年度から本格実施しています。

「令和5年度の実施計画（案）」のところですが、令和5年度からは、評価会議の対象や方法について、足立区の相談体制や地域資源の現状に即して、2点、新たな取り組みを追加して実施する計画です。

1点目は、「日中サービス支援型共同生活援助」や「地域生活支援拠点等」の事業を評価対象に追加するという事です。国の基準や指針において、「日中サービス支援型共同生活援助」や「地域生活支援拠点等」の評価は、自立支援協議会等で行うものとされています。足立区では、評価会議を自立支援協議会に準ずるものとして位置づけます。これは、前回の本会議でも小澤会長にお話ししていただきましたが、本会議や各専門部会の協議では評価がなかなか難しいということを経験し、新たにたてつけたものです。

2点目は、主任相談支援専門員からの意見聴取の仕組みを追加しました。主任相談支援専門員とは、相談支援専門員の中でも、地域の相談支援の質の向上等、中核的な役割を担っていただいている方です。現在、4か所、6人の主任相談支援専門員となる方を区で確認しておりますので、ご協力を得ながら進めていくというところです。

委員の構成ですが、学識者の先生に委員長になっていただきます。本日も出席の委員の中からは、足立区手をつなぐ親の会会長の佐藤委員、足立区肢体不自由児者父母の会会長の蔵津委員、指定管理として、森澤部会長がご所属の足立区精神障がい者自立支援センターからもご出席いただきます。また、社会福祉法人・特定非営利活動法人から2名、その他、区としては、障がい福祉課、援護担当、障がい福祉センター、中央本町地域・保健総合支援課となっています。

令和5年度の予定ですが、記載の通りです。

裏面の内容についてですが、1つ目が、地域生活支援拠点等の検証です。足立区では、拠点等の5つの機能を担う拠点担当者会議を年4回程度開催し、支援状況を共有し課題を把握しています。評価会議では、拠点担当者会議で明らかになった状況・課題を検証し、手引きを参考に必要な機能および運営の8つの評価軸に沿って、評価を実施していきます。

2つ目は、日中サービス支援型共同生活援助の報告・評価についてです。

日中サービス支援型共同生活援助は、障がい者の重度化・高齢化に対応するために創設されました。

この事業は、短期入所を併設し、地域で生活する障がい者の緊急一時的な宿泊の場を提供することとされており、施設等からの地域移行の促進及び地域生活の継続等、地域生活支援の中核的な役割を担うことが期待されています。また、地域に開かれたサービスとすることにより、サービスの質の確保を図る観点から、定期的に年1回以上、自立支援協議会等から評価を受け、必要な要望、助言等を聴く機会を設けることとされています。

足立区では、令和4年9月にはじめて1事業所、2ユニットが開設されました。評価会議を自立支援協議会に準ずるものとして「報告・評価を行う協議会等」に位置付け、事業指定時の評価を行うとともに、実施状況の評価を年1回行っていきます。

流れ図の通り、足立区では、指定申請時と実施状況の年1回の報告・評価を自立支援協議会ではなく、評価会議に位置付けていくこととしてご説明していますが、本日、さっそく、例外の案件がありまして、この後の事務局説明の、「日中サービス支援型グループホ

ームの開設に関する意見書について」という部分につながっていくところです。

3つ目は、相談支援のモニタリング・セルフ事例等の検証です。計画相談支援等は障がい福祉サービス等の支給決定の際に勘案されるサービス等利用計画案を策定するため、極めて公共性が高く、中立公正が求められる事業で、その質の維持・向上と地域の相談支援体制の充実・強化に向けて相談支援のモニタリング検証を行っていくというものです。そして、検証は、支援者支援の視点を大切に取り組んでいきます。この検証の方法等についてや、どのような観点で検証する事例を抽出するか、検証結果等をどのような形で各相談支援事業所等へ還元するのか、といった点については、先ほどお話ししました「主任相談支援専門員」という地域の中核の役割を担っていく方たちと、相談部会の森部会長は、そのおひとりですが、打合せを進めながら実施していきます。

足立区障がい者ケアマネジメント評価会議についての説明は以上です。ありがとうございました。

(5) 日中サービス支援型共同生活援助事業所開設に関する意見書について

○小澤会長

はい、ありがとうございます。これが次の5番目の議題と関係している話です。ですので、この4番の議題は、5番目の議題を合わせて報告をしていただいた上で、質疑としたいと思います。よろしくお願いいたします。

(以下、指定前の日中サービス支援型共同生活援助事業所開設にかかる協議につき、法人名、事業所名、事業運営の個別的な内容等を非公開とします。)

○二見事務局員

障がい施策推進担当の二見と申します。よろしく申し上げます。

資料6の「〇〇(法人名)による日中サービス支援型共同生活援助事業所開設に関する意見書案」をご覧ください。今、和田の方からご説明をさせていただきましたが、グループホームに日中サービス支援型という類型が、新たに追加されています。読んで字のごとく、日中もグループホームの中で過ごすものです。「入所施設か」というイメージもあるかもしれませんが、より重度の方、それから高齢の障がい者の方で、なかなか日中通うのが難しいという方に、この日中サービス支援型でトータル的に支援を行うというのが趣旨でございます。

この指定にあたっては、区市町村が、この事業所で良いのか悪いのかも含めて意見書を出すというのがこれまでの例で、昨年度も障がい福祉課の方で、区内にできた事業所については意見書を提出させていただきました。今年度、新たにこちらの「〇〇(法人名)」が計画をされており、都に指定申請に伺ったところ、協議会の意見でないと言われたので、協議会の意見をお願いします、とお話をされてきました。なぜそのようなことになっているのかというのは、先ほど和田の説明の中にもありましたが、都道府県知事が必要と認めれば、協議会等から事前に指定の前に意見をもらうということになっております。足立区としては、個別の案件ですので、これを年に2回位しかない協議会で処理をしていくというのは難しいため、先ほどご提案したケアマネジメント評価会議を使って、そこで、日中サービス支援型共同生活援助の指定に関する意見、それから年に一回評価を行うということになっています。外に行かない、グループホームの中で日中も夜間も完結

してしまうと、人の目がなかなか入りにくくなります。それを解消するために、年に一回程度は評価を受け、外部の目を入れて、どんな運営しているか、適切に管理をする必要があるという趣旨で、協議会等の評価を受けることになっています。こちらケアマネジメント評価会議で評価をして、評価をした内容、指定申請時にあげた意見書を、事後になります。自立支援協議会に報告をさせていただきますという作りで足立区は考えています。

ですが、今回は時間的に協議会で様々な検討をして意見書を出すというのも難しく、まだケアマネジメント評価会議が立ち上がっていないため、お手元にある資料6の通り、区が事業所の内容について確認し、意見書案を作成させていただきました。本日のこの協議会で追認いただければ、それをもって事業所から東京都に提出するという形になります。

具体的にどのような事業所ができるのかは、資料6の「日中サービス支援型指定共同生活援助事業所の指定について」という、事業所の内容について区が作成したものになります。内容は事業所から詳細な事業計画、図面など、いろいろな資料を提出いただいて、作成をしたものです。

(事業所の内容、運営方針に関する説明)

これらについて、区の所管課で、様々な検討をして、この意見書の案を提出させていただきたいと思っております。簡単に内容を紹介します。日中サービス支援型共同生活援助は、足立区内で2例目になり、こちらの法人はすでに他市で1か所、日中サービス支援型を運営しておりますが、足立区内では初めてということになります。ここ数年、知的、それから精神障がい者を対象とする事業所は、区が想定しているペースよりもかなり早

く、開発、開設が進んで定員が埋まらないグループホームも出ております。その中で、重度障がい者を対象とするグループホームの開設がなかなか進まず、区としてはこちらを中心に展開して行きたいと考えているところです。区の計画にマッチする中身になっているため、今回は、このグループホームについては設置を進めていただきたいという意見書になっております。

ただ、開設後がやはり重要になってくるだろうということで、定期的な報告をしっかりと受け、今基準を定めているところです。区で定めた基準でしっかりと年に一回評価をしながらその質を担保していくことを、しっかりと区として取り組んでいきたいというところで、意見書を提出させていただきたいと思っております。ご検討をよろしく願います。

○小澤会長

この議題は、資料5と資料6が関係しています。自立支援協議会は情報交換という趣旨で運営されていましたが、その後、国の制度が協議会に審議事項をたくさん課して来たところです。その結果の一つが、昼も夜も同じところで過ごす日中サービス支援型グループホームで、これが制度化されたときに、いくつかの懸念事項が付議されておりました。ミニ施設、密室化しないかということで、その意味で、協議会で運営を評価するという規定が付け加えられました。ただ、協議会の本来の趣旨はそういうことをすべき場ではないので、国の制度なので仕方ないですが、評価の仕組みを協議会の中で検討しようとした場合、年2、3回の議論ではできません。足立区だけでなく全国的にそうですので、足立区の場合、作業委員会的な要素に置き換えて、足立区障がい者ケアマネジメント評価会議と

いう、専門家と当事者団体の方々も含めてきっちり審議していただくのご提案が、資料5です。基本的にはその提案に沿って、本会議では報告事項とし、評価会で審議するということです。

もう一つの資料6のところはイレギュラーな話で、日本全国の話ではなく、東京都の問題です。あくまでも資料5は、運営の評価をする話で、開設については原則、自治体に決定権限のあるもので、足立区が開設と判断し、東京都に意見を出せば、基本的な福祉サービスの開設手続きとしては終了な訳です。ところが、東京都の考え方は、開設について自立支援協議会が判断すると戻して来た訳で、都がそういう立場をとったということなのです。

我々の協議会の趣旨は先ほど言いましたように、情報共有と交換の場であって、このような設置認可が正しいかどうかは、普通、常識的に議論ができないですが、これは東京都からの要望なので、足立区が詳細に検討したことを追認していただけるのかという提案なのです。これに関しては、私の理解ではそれ以外の選択肢はないので、足立区が行政として検討した結果について、東京都の言い分としては、この自立支援協議会が認めるとしないと、設置する作業が進まないこととなります。ここで、もし「ノー」という結論が出ると、そこで全てが終わる、書類不備となってしまいます。そこで、この資料6に関しては極めてイレギュラーな扱いですが、今後新規に開設する際の東京都の対応がわかったので、今回以後は、足立区障がい者ケアマネジメント評価会議の方で審議していきます。ただ、その仕組みの前なので本日これをこの協議会で引き取らないと、どうにもならないということが、もう一つの部分です。

今のことでご意見やご質問はございますで

しょうか。

○小谷こども部会長
(事業内容についての質疑)

○二見事務局員
(事業内容への回答)

○小谷こども部会長
(事業内容についての質疑)

○二見事務局員
(事業内容についての回答)

○小澤会長
ということで、開設後の評価・検討は、足立区障がい者ケアマネジメント評価会議で実施されます。基本的に開設事情は、足立区としての詳細な検討に基づく判断ということで、従来それで済んでいました。詳細な事務手続きを検討するのが自立支援協議会ではありませんので。

そのため、今回これに関しては非常にイレギュラーですし、基本的には、予算やその他執行の問題が潜んでいるので、懸念事項は、その後の運用上の評価ということでしっかりやっていただくのが一番常識的な対応かと思った次第ですが、いかがでしょう。

基本的には、ここでいろいろと懸念事項を言っただけで東京都に書類が出せなくなるという選択肢は存在はしているのですが、そうすると別の意味では、前例がない大変な話になると思います。区としての実務的な推進に対して、東京都が戻して来ている状況です。資料6に関しては、開設の話で、自立支援協議会は原則として開設の議論は業務上ないものですので、非常にイレギュラーな議題となっています。背景的には、他の区にも関わって来ると思うので、足立区以

外も同じことでは大変だと思います。

○二見事務局員

東京都の所管課とも交渉ではないですが、そこまで必要性があるのかということは、確認をさせていただきました。今年度から東京都として、しっかりと事前の意見を協議会等からもらうということを、指定基準上、都道府県知事が必要と認めれば求めてよいとなっているので、ここは厳格に行います、という回答がありましたので、また他区とも相談しながら対応していきたいと思います。

○小澤会長

ありがとうございました。

○小谷こども部会長

他区でも、保育園の認可や事業者を選ぶときに、審議会が開かれますが、それは開かないものでしょうか。もう区で選ばれているのでしょうか。

○二見事務局員

これは選んでいるわけではなくて、事業所が開設を考えて東京都に相談に行きます。事業指定は東京都ですので。そうすると東京都の方から区市町村の意見をもらってきてくださいという風に返されてきて、私たちの方で、協議会やケアマネジメント評価会議で意見をあげると、それを東京都が書類で審査をするので、特に認可の審査会は開かれていないと思います。

○小谷こども部会長

例えば、設計の図面を見ることは、区だけが見るということで、皆さんで見る、審議することはないのですか。

○二見事務局員

皆さんでというのは、この協議会のメンバーですか。

○小谷こども部会長

認可園のようなかたちの審議会は開かれないのでしょうか。

○二見事務局員

認可園のような審議会は開かれないです。

○小谷こども部会長

区がOKを出せば大丈夫ということでしょうか。

○二見事務局員

最終的には東京都が認可します。東京都の方で図面や全ての資料、書類を確認して都が認めるという形です。

○小谷こども部会長

それを区の方でも見るという形でしょうか。

○二見事務局員

はい。

○小澤会長

あまり制度には立ち入れないです。一種事業と二種事業の違いや、いろいろな詳細の違いがあり、これに関しては本来的に言うと二種事業のためかなり緩やかなものです。今の保育園はかなり厳しい基準、背景になっていますので扱っている状況が違います。

私の立場は、あくまでも実務のことをここで議論したら委員の皆さんにも大変申し訳なく思っていて、ここは足立区の様々な情報交換の場であって、行政手続きを審議をする場ではないので、そういうところを東京都が混同されているのが大きな問題と思っています。

○佐藤委員

(対象者の具体的なイメージと募集方法についての質疑)

○二見事務局員

障がい福祉課から回答します。募集はまだこれからです。事業所が直接募集をかける形になります。あだち広報等に掲載されることはないのです。事業所が直接募集します。対象となる障がい者像は、具体的にこういう方というところは、我々のほうは確認はできていません。重度の知的障がい者ということで、年齢的に高い方、また、若くて行動障がいがある方、もしくはなかなか外に出られずに引きこもりがちの方等、様々な対象の方が想定されると思っています。また別途評価をした後に報告させていただきます。

日中支援型というグループホームのタイプですが、日中活動に通ってる方も利用できます。必ず日中をそのグループホームの中で過ごさなければいけないのではなくて、地域との交流も含め日中活動を使いながらグループホームにいてもよいものです。その分、事業所に入る報酬が変わってくるのですが、すでに一つできた日中支援型のグループホームもその施設の中で一日過ごしてる方というのは極めて少ない状況です。

○小澤会長

整理しますと、今の話は全部運用の評価の話ですから、ケアマネジメント評価会議の業務事項に入り込むので、本日以降はそこで詳細な検討をしていきます。懸案事項はいくらでもあると思いますので。

問題は、開設するかどうかという事務手続きなので、普通はあがってこない議題が本日はイ

レギュラーであがっています。

開設というのは、原則、行政手続きの話で、本来ここで議題にする事項ではないものです。運用の仕方に問題があつて、それをチェックしようというのが、ケアマネジメント評価会議です。本来そういうものが国の制度設計ですが、東京都のお考えで、開設の行政手続きに対する審議を、本日はイレギュラーに課されています。開設に関する足立区の行政手続きとして、足立区の課長名で出されている文書に関して、お認めいただけないか、ということです。これが前に進まないという原則東京都は認めないので、先に進まない結論になるという訳です。

運営上の懸念事項は、ケアマネジメント評価会議に対して様々な指摘事項をしていただく。また、どうやって活動しているのか、あるいはどんな人が利用されてクオリティが保たれているか、それはケアマネジメント評価会議で検討していただく。このような整理でよろしいでしょうか。

ノーという結論もあり得ますけど、それは原則避けた方がよいというのが、私の理解です。よろしいでしょうか。開設に反対することは原則ないと思いますが、今回は東京都からの要望ですので、そのような方法で、足立区の決定に対して認めさせていただくことでよろしいですか。

(委員了承)

はい。ご心配事項は区の事務局に出していただき、評価会議にて、きちんと運営しているかどうかをチェックするようお願いしていくということでよろしいですね。

他の区で同じことをしても、自立支援協議会はいろいろな議論を行う場ですので、実務的な手続きを判断するよう求められても判断できないこととなります。足立区だけのことではな

いので、よろしくお願ひいたします。

それでは、4番、5番はその方向で進めさせていただきますと思います。事務局の方よろしいでしょうか。

○二見事務局員

ありがとうございます。

(6) 報告事項等

・ 障害者総合支援法の改正概要と自立支援協議会等相談支援体制について

○小澤会長

そうしましたら、6番は報告事項でございます。法律や制度がどういう風に変ってるのかという話を事務局の方から説明していただきます。まず、「障害者総合支援法の改正概要と自立支援協議会等相談支援体制について」です。

その後「障がい者計画・第7期障がい福祉計画・第3期障がい児福祉計画の策定に向けて」になります。どちらも関連事項ですので、2点あわせて報告していただきます。よろしくお願ひします。

○二見事務局員

なるべく簡単に報告したいと思います。資料7の障害者総合支援法改正概要と自立支援協議会等の相談支援体制についてをご覧ください。法改正の全体像はここに書いてある3点の通りです。冒頭よりお話をいただいておりますが、すでに昨年12月に法律自体は一部改正が成立しておりまして、施行されるのが、令和6年4月1日という中身になっております。

スライド1は、法改正の全体像となっております。

スライド2は、「障がい者や難病患者等が安心して地域で暮らし続けることができる地域共生社会」の国の構想図です。障がい福祉の様々なサービス、医療、相談支援、地域の助け

合いなど、こういったもので、障がい者を支えていこう、安心して暮らし続けることができる共生社会を作るという資料になっております。真ん中に、住まいの場と書いてあります。アパート生活、グループホーム、実家等となっております。アパートでのひとり暮らし、グループホームでの生活が実家の上に来ているというのが、国が進めたい方向性が顕著にできていると思うところです。

スライド3は、「地域の障がい者・精神保健に関する課題を抱える者の支援体制の整備」ということで、基幹相談支援センターの位置づけ、地域生活支援拠点等がどのように市町村の中で機能していくか、また、精神医療部会の報告にもありましたが、「にも包括」といわれている精神保健に関する課題、これをどのように解決して行くのか、この3つの大きな課題がありますというところです。

次に、「基幹相談支援センター・自立支援協議会」について、今回の法改正で求められている部分の説明をします。スライド4の「改正後の基幹相談支援センターに求められる役割」についてですが、これらは国が法律を改正して、市町村にこういう取り組みを求めている部分です。しかし、人口が70万人近い足立区よりも、もう少し小ぶりの市町村とでは出来る度合いが変わってくるので、国が求めているものに対して、足立区としてはこう取り組みたいというところを、今一生懸命考えています。

基幹相談支援センターには、地域の相談支援の強化の取り組みと地域づくりを法律の中で明確にしたということで、すでに足立区の基幹相談支援センターは、こちら障がい福祉センターあしすとに置いております。こちらで、様々な相談支援の強化の取り組みなどを実際に行っているところですが、地域の相談支援従事者に対する助言等の支援者支援であるとか、協議会の運営に関わって地域づくりをしていくの

かというところは、足立区においては基幹相談支援センターを設置して取り組んでいるところです。

スライド5は、新たな基幹相談支援センターの全体像です。繰り返しになりますが、地域の相談支援従事者に対する支援や、協議会を通じた地域づくりの関与、また、その他の地域の実情に応じて、さらにいろいろな機能を追加しても良いとされています。医療的ケア児コーディネーターの配置や、障がい者虐待防止センターもそこにあわせてもつ等、そういった工夫を市町村で行っていくというような基幹相談支援センターの役割になっています。

スライド6について、これは冒頭ご説明いただきましたが、協議会の役割についても、一部、今回の法改正の中で触れられているということで、協議会を通じた地域づくりにとっては、「個から地域へ」の取り組みが重要と書かれています。これも足立区の自立支援協議会は立ち上げた当初から、個別支援会議等で積み上げた、個々の課題を抽出し、標準化し、全体の中での課題として協議会の中で取り組んでいくという形で、この協議会を運営しております。すでにこうした取り組みが行われているというところですが、個の課題にふれるということになると、どうしても個人情報を守らなければいけないということで、守秘義務が課されたということになっております。冒頭来ご説明している通り、協議会の本会議の方は、抽出された課題ということで、あまり個人情報には触れません。ただ、部会では様々な実情も出てくる中での協議が必要になってくるかと思しますので、部会での運営のところは気をつけていただければと思います。

スライド7の「地域生活支援拠点等の整備・機能の充実」について、こちらも今回の法改正の中で触れられている部分です。足立区の地域生活支援拠点等の取り組みについては、昨年度

報告をさせていただいております。この求められている5つの機能について、それぞれの関係機関が共同しながら取り組んでいき、これを協議会がしっかりと内容を確認していくということになっておりますが、先ほどご説明したケアマネジメント評価会議で、地域生活支援拠点等の活動状況等を評価をしながら、また改めてこちらの協議会の方に報告をさせていただきたいと思っております。

スライド8の「足立区における基幹相談支援センター」は足立区障がい福祉センター条例の中で位置づけられているというところです。足立区における基幹相談支援センターの役割ということで、現行のイメージ図で動いていますが、これをさらに発展させるためにどうしたらよいかというのは、相談支援部会や相談支援事業所ネットワーク会議等で引き続き検討して参りたいと思っております。

最後、「精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築」についても、法改正の中で触れられておりますが、すでに精神医療部会でもワーキンググループを作って、そちらで検討されています。特に新しい包括ケアシステムのイメージが出てきたわけではないですが、これを推進するために、スライド11にあるような、「にも包括」の構築推進事業を活用しながら、精神障がい者の地域での生活、相談支援体制をどう構築していくかということが課題になっています。

現状、地域生活支援拠点等のところで、精神障がい者の方の対応が進んでいないというご意見もいただいております。しかし、「にも包括」で精神の方もネットワーク作りというのが進んでおりますので、いずれこちらと拠点等の整備等をどのようにリンクさせていくのか、また、足立区全体の障がいだけではなく、高齢、子育て、生活困窮、そういった課題を持っている複合的な世帯等に対して、しっかりと包括的に相

談支援体制を構築していくところが求められていきます。分野ごとの関係機関のネットワークが、今先行している状態ですが、いずれ、これが包括的に取り組みがなされるように足立区としては取り組んでいきたいと考えているところです。

・ 障がい者計画・第7期障がい福祉計画・第3期障がい児福祉計画の策定に向けて

○二見事務局員

続けて、資料8をご覧ください。こちらは、現在3つの計画を作るために、アンケート調査を昨年行った内容です。

6ページをご覧ください。調査方法等ということで表になっております。足立区障がい者計画は、計画年次が令和6年から11年の6か年で、障がい者基本法の中で作ることとされているものです。あわせて令和6年から8年度、これが足立区第7期障がい福祉計画と足立区第3期障がい児福祉計画で、こちらはそれぞれ障害者総合支援法と児童福祉法に定められており、市町村がつくことと決められている3か年の計画です。これらを合わせて策定の作業を行っております。

これを策定するにあたり、地域の障がい者の実情や区内の事業者さんの実情を把握するために、昨年11月に調査を行わせていただきました。郵送で抽出した障がい者の方3,000件に調査票をお送りして、18歳以上は43.7%回収、18歳未満の障がい児と、その保護者の方については47.5%回収ということで、前回3年前に行った調査よりも若干回収率が上がっておりますが、まだまだ高くない状況になっております。

事業者の方は、今回はウェブ調査ということで、通知をお送りして、インターネットで回答していただき、回答率が37.1%となっております。前回はこちらも郵送で224件に調査

を依頼して134件の回答がありましたが、今回は区内にあるすべての事業所に調査依頼をかけた関係で、回答いただいた数は161件増えています。割合でいうと37.1%ということで、割合が減ってしまったような見え方になっております。

報告書は分厚いものになるので、今回お配りしているのは、その概要ということで、特徴的な内容についてのみ概要版として提出させていただきます。

2ページ、3ページに今回の調査結果から明らかになった課題等ということで、全部で10点整理をさせていただきます。

2ページの暮らしの部分では、医療的ケアの実施者、障がい者・障がい児に対する主な介助・支援者はどういう状況か、また、様々な課題になっているヤングケアラーの状況はどうか、相談支援の部分では、どういう方に相談しているのか、また、行政機関等に相談した結果、問題は解決したのか、しなかったのか等お伺いしております。

3ページの情報の入手ですが、様々な情報をどういう形で入手しているのか、また、その入手できる情報に対する満足度もお伺いしております。時節柄8番はコロナ禍の問題で、どのような影響があったか、9番、10番は災害対策に関する問題ということで、これらについて調査をさせていただきました。

明らかになった課題としましては、暮らしの1番に戻りますけれども、18歳未満の医ケア児に対するケアの実施者が同居家族・親族に集中している状況が明らかになっております。また、主な介助・支援者につきましても、18歳以上の主な介助・支援者になっている家族・親族の割合が高いですが、65歳以上が全体の5割近くということで、非常に介助者の高齢化というのが問題になってきています。やはり18歳未満は家族が支援をするというのが極めて

高い割合になっております。また、今回初めて調査したヤングケアラーの部分ですが、抽出した調査で全体を把握できているという風には考えておりませんが、未成年者が家族の何らかの介護等をしているのは、18歳以上の障がい者の家族で4.1%、18歳未満の障がい児の家族では25.8%ということで、4人に1人が何らかの家族の介護にあたっています。そして、頻度としては毎日、それから平均的な時間としては1時間未満が集中しているような状況になっております。これらについて、今後どのように全体像を把握し、解決につなげていくのかというところが、これからの課題になっています。

今回の調査結果の概要と、それに対する区としての課題認識、また、これからの取り組みについては、この調査結果の報告書等を踏まえながら、今年度1年かけて計画の方を策定していきたいという風に考えております。今回はアンケート調査の報告書の概要版を速報という形でお配りさせていただきました。

報告書自体は印刷したものが出来上がりましたら、またホームページ等で公表したいと思っております。

次回の自立支援協議会では、このアンケート調査の結果を踏まえ、また、国が計画策定にあたって基本的な指針を示しておりますので、その指針に基づきながら、計画の中間報告案を策定して、皆さんにご意見をいただきたいという風に考えております。

自立支援協議会だけではなくて、区内の障がい者団体ですとか、様々なところから、この計画案についてはご意見をいただき、令和6年3月までに新しい3つの計画を作り、その後、それに取り組んでいくというスケジュールになっております。以上です。

○小澤会長

昨年の12月の法律改正の説明で、詳細は、まだまだありますが、基本的な内容を説明していただきました。

自立支援協議会については、いろいろな役割を法改正の度に付加されていて、発足当初の情報交換を自由に行う会議はどこに消えたのだと思うのです。そんなことばかりやっていたら、行政手続きの議論しかなくなってしまいますので、部会の皆さんには大変申し訳ないですが、専門部会を中心に議論を組み立てざるを得ないということでございます。

それから、障がい計画に関しては、今日は、アンケートの結果です。策定指針について、実際、これから作業に入る訳ですが、大変な数値目標や、先程のグループホームの関連でいうと、入所施設に関しては、大幅減というのが、今回の第7期障がい福祉計画の国の目標ですので、もはや足立区民の方が入所施設に入る可能性が相当になくなることになってくると、先程のような日中支援型のグループホームの議論が俎上につけてくる訳です。全部つながっている話ですので、非常に深刻な話がたくさんあります。

この策定指針と足立区の実情との間で、別のところでの検討を経て、詳細な計画に作られたものを、12月の次の協議会で協議していきます。いろいろな角度でご意見をいただきたいところです。

法改正と計画の議論でございますが、何かございますでしょうか。たぶん、今の説明でわかる方は、そんなにいないと思いますので、もしご不明な点がありましたら、事務局に問い合わせさせていただきたいです。

障がい計画関連は、実は今、私が言った通り、策定指針に基づいて、作らざるを得ないということでございますので、詳細に関しては、事務局に問い合わせれば、情報提供していただけるかと思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思

います。

ありがとうございました。いろいろご意見いただいたので、あとは、事務連絡事項という形になりますが、よろしいでしょうか。

では、事務局の方、よろしく願いいたします。

3 事務連絡

○浅輪事務局員

小澤会長、ありがとうございました。

最後に事務局より事務連絡がございます。

1点目は、本日の会議録についてです。会議録がまとまりましたら、ご参加いただいた委員の皆様へ、会議録案をお送りいたしますので、ご確認、加筆修正などをお願いいたします。その後、小澤会長に最終確認をお願いしたうえで、会議録を確定いたします。確定しました会議録は、足立区のホームページへ掲載いたします。

2点目は、次回以降の本会議のスケジュールについてです。第2回本会議は、12月19日（火）10時からです。会場は、本日より同じ障がい福祉センター5階ホールです。午前中の時間になりますのでお間違えのないようにお越してください。

第3回本会議は、令和6年2月27日（火）午後2時からです。会場は、同様に障がい福祉センター5階ホールです。

今年度は年3回の開催となりますので引き続きよろしく願いいたします。事務連絡は以上になります。

4 閉会

○浅輪事務局員

これをもちまして、足立区地域自立支援協議会第1回本会議を終了いたします。本日はご出席いただき、誠にありがとうございました。今後ともどうぞよろしく願いいたしま

す。

お忘れ物をなさいませぬよう、お気をつけてお帰りください。

以上